

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値重視の経営という考え方に立ち、企業のコーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、激変する経営環境に対応すべく経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	1,478,000	4.92
株式会社SBI証券	1,209,000	4.03
日本証券金融株式会社	1,173,000	4.03
楽天証券株式会社	687,000	2.29
三井住友海上火災保険株式会社	610,000	2.03
株式会社デベロップー三信	50,000	1.83
小泉芳夫	499,000	1.66
肥田篤	422,000	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	357,000	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	333,000	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澤田康伸	その他											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田康伸	○	——	豊富な行政経験と幅広い見識を有していることに加え、国際的な大手コンサルティング会社での豊富な実務経験を通じて企業経営に関する深い洞察と見識を合せ持っていることから、当社の経営に客観的な立場から有用な意見・提言をもらえると判断したためであります。 なお、同氏は取引所の定める事由のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 当社監査役は、当社の会計監査人有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について適宜説明を受けております。
2. 内部監査は3名で半期毎に策定した監査計画に基づいて実施し、監査結果を代表取締役および監査役に報告しております。また、監査役と内部監査室とは、定期的に会合を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田一穂	他の会社の出身者													
飯沼春樹	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田一穂		――	長年にわたる金融機関での豊富な実務経験により、企業財務に関する高い知見と見識を有しており、社外監査役として客観的な視点から取締役の職務の執行を監査することができると判断したためであります。
飯沼春樹	○	――	弁護士としての豊富な実務経験により、企業法務に精通し、高い知見と見識を有しており、社外監査役として客観的な視点から取締役の職務の執行を監査できると判断したためであります。 なお、同氏は取引所の定める事由のいずれにも該当せず、その他当社経営陣との間に独立性を阻害するような利害関係がないことから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員報酬は株主総会での決議枠内において決定しております。引き続き決議枠の遵守を前提に、今後は、取締役等がより高い意欲と士気を持って株価向上と業績向上に取り組むことが株主利益の向上に繋がるとの基本的な考えの下、取締役等へのインセンティブ付与施策の導入等についても検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

有価証券報告書の「コーポレートガバナンスの状況」で開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

1. 社外取締役および社外監査役のサポート体制としては、専従スタッフは配置しておりませんが、重要案件については事前にその内容を説明するなどし、意見交換を行っております。
2. 社外取締役および社外監査役は、稟議書等の決裁書類を閲覧し、取締役会その他重要な会議に出席しており、経営および意思決定に関わる貴重な説明を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本方針とし、以下のガバナンス体制を整備しております。

(取締役会)

取締役会は、経営の意思決定および取締役の職務執行を監督する機関として位置付け、提出日現在で取締役6名で構成しております。取締役の任期は1年としております。取締役会には監査役も出席し、毎月1回定例開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務上の重要事

項の決議、報告を迅速かつ適正に行っております。なお、執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能を区分して業務執行の迅速化・効率性を図っております。また、取締役と執行役員で構成する経営会議および部長以上の役職者で構成する部長会を原則月1回開催し、重要な業務に関する審議の充実を図っております。グループ会社につきましては個別の会議や報告会を開催しております。

(監査役会)

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名で構成しております。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するとともに、監査計画に基づく監査を行うなどにより、取締役の職務執行を監査しております。内部監査室や会計監査人である有限責任監査法人トーマツとも、随時協議・検討の機会を持ち緊密な連携を保っております。また、業務執行取締役および使用人に対し適宜個別にアライングの機会を設けるなど業務執行に対する監査役の監査機能を果たすよう努めております。

なお、監査役3名の内、2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役です。当社と社外監査役との間に人的、資本的または取引関係その他の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役による監査を実施しており、客観的な立場から経営監視機能を果たしております。また、社外監査役は取締役会の他重要な会議に出席しており、経営の透明性、適法性などの監視機能体制が整っていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日程度前倒して発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の電子投票制度を採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家情報」に決算短信や開示資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範において、各ステークホルダーに対し誠実に対応することを規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社（以下 当社グループ）は、大東紡グループ行動規範およびコンプライアンス基本規程に基づき、健全な企業風土を育成・確立し健全な行動規範や職務権限等の整備・運用を推進するものとする。また必要に応じコンプライアンス研修会を実施することで社員への周知徹底を行う。

- (1)重要な法務的課題およびコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士に相談し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。
- (2)内部監査規程に基づき、ラインから独立した会社業務監視機関として内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者とし、当社グループ対象に内部監査を行い、当社グループ統制機能の強化を図るものとする。
- (3)取締役は、当社グループ内において他の取締役や使用人の重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (4)使用人が当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われようとしていることを発見した場合に、所定の社内部署に通報する内部通報規程を制定しており、通報者は匿名可とし、また、当該者に対し不利益な扱いを行わない、通報内容は秘守することなどを定め、活用を推進している。
- (5)監査役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

当社グループの情報管理については、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社グループの業務執行に係る個々のリスクの把握と管理については各部門長による自立的な管理を基本とするが当社グループ事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を防止するために、「内部管理強化委員会」を設置し具体的な対策を講じる体制としている。
- (2)大地震等発生時には、その損害を最小限に食い止めるため防災危機管理基本規程に基づき組織的かつ計画的に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとする。取締役会には、監査役も必ず出席し、グループ会社の経営を含め、業務上の重要事項について議論を行い、その審議を経て執行を決定するものとする。
- (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能を区分して業務執行の迅速化・効率性を高めるとともに、組織規程、業務分掌規程、権限規程および執行役員規程において、グループ各社を含めそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定め、取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保している。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の経営管理については、関係会社業務規程に従い、運営管理を行うものとし、定期的に個別の会議や報告会を開催する。また、内部監査を実施しその結果を関係会社の取締役および当社の取締役に報告する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の補助業務のため監査役の使用人を置くこととし、その人選については、取締役と監査役が意見交換を行うものとする。
また当該使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、法令および社内規則に従い、直ちに監査役に報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることが出来るものとする。
- (2)監査役は、監査役監査基準および監査役会規程に基づき、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人にその説明を求めることが出来るものとする。
- (3)監査役は、内部監査室と定期的に開催される内部監査連絡会において情報交換を行う。
- (4)取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算措置しなければならない。
- (5)監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、内部監査規程に基づき財務報告に係る内部統制監査を定期的に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

ア. 当社は、反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、不当要求に対してはこれを拒絶するとともに、いかなる理由があろうとも資金提供は絶対行わない。反社会的勢力および団体による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

イ. 当社は、取引相手が反社会的勢力および団体またはその関係者であると判明した時点あるいはその疑いが生じた時点で、当該取引を即時中止する。

(2)整備状況

ア. 総務担当部署を対応窓口とし、不当要求防止責任者を選任している。

イ. 反社会的勢力および団体による不当要求への対応マニュアルを作成している。

ウ. 行動規範、就業規則およびコンプライアンス基本規程に、反社会的勢力および団体排除に向けた基本的考え方を追加している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

あり

該当項目に関する補足説明

更新

1. 基本方針の内容の概要

当社は、公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株券等に対する大量買付行為（下記3(2)で定義されます。以下同じです。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相応な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社取締役会は、下記の取組みは、下記2(1)記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであることから、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(1)当社の企業価値の源泉について

当社は、日本で最初の毛織物会社として三井家はじめ東京の財界有力者による出資を得て明治29年（1896年）2月に設立されました。爾来、明治から昭和初期にかけて日本経済成長の牽引車となった繊維業界の主要企業の一つとして、経済・社会の発展に永年に渡り貢献して参りました。毛織物の一貫生産体制を早くに確立したことから、官需・民需ユニフォーム事業にも強みを発揮し、警察・消防ほか諸官庁向け制服や前回の東京オリンピック関連ユニフォームなど数々の実績を挙げました。また、昭和40年代には、紳士スーツの量産体制を整え、米国有力ブランドとも提携するなど、アパレル業界の発展にも広く関わって参りました。さらに、平成に入り、中国の有力企業集団である杉杉集団と合併で紳士スーツ製造工場を設立するなど中国での繊維事業に進出し、また、平成20年にはニット事業に強みを有した株式会社コスモエイの提案型OEM事業を譲り受け、新たにニット企画営業にも乗り出しました。特に、今後の繊維・アパレル事業を支えていくことを期待している事業である「ユニフォーム事業」「生産管理型OEM事業」「ニット企画営業」は、こうした歴史の中で育んできた事業群であります。なお、その後の国内繊維産業の低迷を背景に、平成14年に当社最大の国内紡績工場であった鈴鹿工場を閉鎖するなど、必要に応じて、リストラ策についても断行して参りました。

一方、国内繊維産業の低迷が長引く中、静岡県駿東郡において当社の三島工場跡地を利用した地域密着型の大型商業施設「サントムン柿田川」の開発に乗り出し、現在では、商業施設事業を当社の収益の源泉たる主力事業となるまでに育成してきています。また、昭和55年に鈴鹿工場内で寝具製造事業をスタートさせ、平成2年から平成3年にかけて寝装品販売子会社設立、新潟県十日町市に寝装品製造子会社設立など新しい事業展開に取り組み、製販一体事業として長年にわたり取り組んで参りました。その後、平成26年には、高齢化社会の到来を睨み、寝装事業をさらに発展させ、今後の成長が期待できる「健康素材・健康医療機器・健康食品」の3分野を中心としたヘルスケア事業本部を新設しております。

当社は、現在「中期経営計画 Beyond120th ～120周年を超えて未来へ～」に基づく経営戦略を進めるとともに、事業環境の変化に即応して繊維・アパレル事業の構造改革を断行するなど、約120年の歴史に裏打ちされた実績および将来に向けた新たな視点に基づき、長期持続的かつ安定的な成長を目指していく所存であります。

こうした歴史と実績をもとに、長年にわたり信頼関係を構築したお取引様各位と経験豊かで専門的技量を有する当社グループ社員一同が一丸となって当社の事業を育んでいくことが当社の企業価値の源泉であり、これら企業価値の源泉を理解し運営することにより、会社の利益ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことが可能になると考えております。

(2)コーポレート・ガバナンスの状況について

コーポレート・ガバナンスに関する取組みにつきましては、本報告書をご覧ください。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

(1)企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

当社は、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記3(2)で定義されます。以下同じです。）および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成27年5月19日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定し、平成27年6月25日開催の当社第195回定時株主総会にて、本プランの導入は株主の皆様により承認、可決されました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

(2)本プランの対象となる行為

本プランの対象となる行為は、概ね、当社の株券等の20%以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）であり、本プランは大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、事前に株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、かつ、株主の皆様及び当社取締役会による大量買付行為についての情報の収集及び検討のために必要な一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として、株主の皆様に対して代替案を提示するなどの対応を行うための手続きを定めております。

(3)対抗措置の概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続きに従うことを要請するとともに、かかる手続きに従わない場合や、かかる手続きに従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、(ア)大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、(イ)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に対し当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(4)独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続きが遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

(5)情報開示

当社は、本プランに基づく手続きを進めるに当たって、大量買付行為があった事実、大量買付者から大量買付行為の内容の検討に必要な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動・不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

4. 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由)

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記1の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- (1)買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- (2)企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること
- (3)株主意思を重視するものであること
- (4)独立性の高い社外者の判断を重視していること
- (5)合理的な客観的要件を設定していること
- (6)独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- (7)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、買収防衛策の詳細につきましては、当社のホームページ(http://www.daitobo.co.jp/ir/library/pdf/earning_2015_4e.pdf)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社適時開示に係る社内体制の概要】

1. 適時開示の基盤となる行動規範

当社は、企業は広く社会にとって有用な存在でなければならないとの基本認識に基づき、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し、迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本方針としている。その実践に向けて、企業行動規範として定めた「大東紡グループ行動規範」が、適時開示に係る社内体制における考え方の基盤となっている。

2. 適時開示に係る当社の社内体制等の状況

当社は、複数の事業セグメントを有し国内外に複数の拠点を有しているとの当社グループの特性を十分に認識して、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うため、以下の通り、開示担当組織の整備を行うとともに、会社情報の内容に応じて開示手続きを整備している。

(1)開示担当組織の整備

経営管理本部経営企画部長を情報取扱責任者として適時適切な開示を行うこととしている。重要な会社情報は経営管理本部経営企画部に集約され、また、子会社に関する情報は子会社を統括する経営管理本部グループ統括部を経由して経営管理本部経営企画部に集約され、取締役および情報取扱責任者と情報を共有する体制としている。そのうち、開示が要請される重要な決定事実ならびに投資判断に影響を与えと思われる情報などについて、情報取扱責任者と経営管理本部経営企画部を中心に開示情報の検討を行い、迅速な開示に努める組織体制としている。

(2)決定事実に関する開示手続き

当社の業務執行および経営方針等は、取締役会において決定しており、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っている。また、部長以上の役職者で構成する部長会を原則月1回開催し、重要な業務に関する審議の充実を図るとともに、子会社を統括する部署として経営管理本部グループ統括部を設置し子会社情報の一元管理ができる体制としている。なお、企業活動における法令および社内規則の順守を徹底する観点から内部管理強化委員会を設置し内部管理の充実に努めている。

以上の体制の下、決定された事項については、証券取引所の適時開示規則(以下、「適時開示規則」という)に基づき、開示が要請される重要な決定事実ならびに投資判断に影響を与えと思われる情報などについて、情報取扱責任者および経営管理本部経営企画部を中心に開示情報の検討を行い、開示が必要な情報につき、迅速に開示する。

また、取締役会および内部管理強化委員会には監査役も出席しており、その他必要に応じて会計監査人等のアドバイスも受け、正確かつ公平な会社情報の開示に努めている。

(3)発生事実に関する開示手続き

当社および子会社において重要事実が発生した場合には、当該事実の発生を認識した部署および各子会社の責任者から速やかに経営管理本部経営企画部に情報が集約され、取締役および情報取扱責任者に対して報告がなされる。

そのうち、適時開示規則に基づき、開示が要請される重要な決定事実ならびに投資判断に影響を与えと思われる情報などについて、情報取扱責任者および経営管理本部経営企画部を中心に開示情報の検討を行い、開示が必要な情報につき、迅速に開示する。また、必要に応じて会計監査人等のアドバイスも受け、正確かつ公平な会社情報の開示に努めている。

(4)決算情報

決算情報については、決算期ごとに経営管理本部経営企画部経理グループにおいて財務数値を作成し、決算に関する取締役会の承認を受けた後、遅滞なく開示している。

監査役会および会計監査人による監査を期中から定期的に受けることにより、正確かつ公平な会社情報の開示に努めている。

3. 社内体制のチェック機能

当社は、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的に、内部監査室を設置している。内部監査室は、全ての業務の内部管理体制を監査の対象としており、社内業務体制、内部統制体制等についてのチェックを行っている。